

瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生けがきを設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、緑化の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、市内の住宅、事業所、工場等の用に供する土地（以下「住宅地等」という。）を所有し、又は借地する者で市町村税を完納している者（共同及び共有者の場合は全員、法人の場合は、代表者を含む。）が当該住宅地等において行う事業で、かつ、次に掲げる要件を満たす生けがきを設置する事業とする。ただし、住宅の用に供する土地を所有し、又は借地する者については、当該住宅地に居住し、又は居住しようとする者に限る。

- (1) 植栽する樹木は、皮膚に発疹や炎症をおこすおそれのある樹木又はとげを有する樹木以外のものであって、植栽後の高さが地盤面から90センチメートル以上であること。
 - (2) 樹木の植栽間隔が50センチメートル以下であること。
 - (3) 公道又は隣地境界線に面し、その延長が2メートル以上あること。
 - (4) ブロック、コンクリート、石、れんがその他これらに類するもので基礎をその上に生けがきの設置を行う場合においては、当該基礎の高さが、住宅地等の地盤面から50センチメートル未満であること。
 - (5) 生けがきに併せて金属製フェンス等を設ける場合は、90cmの高さを超えないもので、生けがきが十分透視できるものであること
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に同一の住宅地等において、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている場合は、補助金の対象となる事業としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、9,000円に生けがきの延長メートル数（その数が20を超えるときは、20とする。）を乗じて得た額と当該設置に要した費用の額とを比較していずれか低い方の額の3分の1に相当する額とし、60,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 設置に要した費用の算定に当たっては、次に掲げる経費は、算入しない。
- (1) 生けがきの設置に伴う擁壁工事等に要する経費
 - (2) 第2条第1項第4号及び第5号の基礎及び金属製フェンス等の設置工事に要する経費
 - (3) その他算入することが不適当な経費

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 補助対象事業の概要図
- (3) 設置場所案内図
- (4) 設置場所が借地の場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書
- (5) 設置前の現場写真
- (6) 市税納付状況確認同意書（共同及び共有者の場合は全員、法人の場合は代表

者を含む。転入者の場合は、前住所地での市町村税の滞納が無いことを証する書類)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 複数の者が共同で生けがきを設置する場合は、代表者を定め、代表者が前項の規定により申請するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、市長は条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認められないときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、瀬戸市生けがき設置変更承認申請書(様式第3号)により、その承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い期日までに、瀬戸市生けがき設置奨励補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の原本
- (2) 設置後の現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者の瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付請求書(様式第5号)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認められないときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (2) この要綱の規定又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生けがきを設置した後5年間は生けがきとして活用すること。
- (2) 生けがきの樹木を健全に管理し、育成に努めること。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に改正前の様式第1号及び市町村税の納税証明書の様式の配布を受けた者からの申請については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。